
昭和四十三年政令第三百二十二号

観光施設財団抵当法第二条の観光施設を定める政令

内閣は、観光施設財団抵当法（昭和四十三年法律第九十一号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

観光施設財団抵当法第二条の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 遊園地
- 二 動物園
- 三 水族館
- 四 植物園その他の園地
- 五 展望施設（索道が設けられているものに限る。）
- 六 スキー場（索道が設けられているものに限る。）
- 七 アイススケート場（冷凍設備が設けられているものに限る。）
- 八 水泳場（水質浄化設備が設けられているものに限る。）

附 則

この政令は、観光施設財団抵当法の施行の日（昭和四十三年十二月一日）から施行する。